

議第49号

呉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
 呉市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市介護保険条例の一部を改正する条例

呉市介護保険条例（平成12年呉市条例第16号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(保健福祉事業)</p> <p>第3条の3 市長は、法第115条の49の規定による事業として、<u>介護用品支給事業</u>を行う。</p> | <p>(保健福祉事業)</p> <p>第3条の3 市長は、法第115条の49の規定による事業として、<u>次に掲げる事業</u>を行う。</p> <p>(1) <u>介護用品支給事業</u></p> <p>(2) <u>聴力補助用具購入助成事業</u></p> <p>(3) <u>認知症スクリーニング検診事業</u></p> <p>(4) <u>認知症事故救済事業</u></p> |
| <p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>29,040円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>44,220円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>46,200円</u></p> <p>(4) ・(5) 略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 72,600円</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4</p> | <p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>27,060円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>40,920円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>43,230円</u></p> <p>(4) ・(5) 略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 72,600円</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4</p> |

第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 82, 500円

ア 合計所得金額が200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 99, 000円

ア 合計所得金額が300万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当し

第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)が135万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 82, 500円

ア 合計所得金額が210万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 99, 000円

ア 合計所得金額が310万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当し

ない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 105, 600円

ア 合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 112, 200円

ア 合計所得金額が500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ若しくは第12号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 122, 100円

ア 合計所得金額が600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課され

ない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 105, 600円

ア 合計所得金額が410万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 112, 200円

ア 合計所得金額が510万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 122, 100円

ア 合計所得金額が610万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課され

る保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 132, 000円

ア 合計所得金額が700万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 141, 900円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、15,840円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準

る保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 132, 000円

ア 合計所得金額が710万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 141, 900円

ア 合計所得金額が810万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(14) 前各号のいずれにも該当しない者 151, 800円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、15,840円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準

| | |
|---|--|
| <p>用する。この場合において、前項中「15, 840円」とあるのは「27, 720円」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「15, 840円」とあるのは「42, 900円」と読み替えるものとする。</p> <p>(賦課期日後における被保険者資格の取得又は喪失等に係る第1号被保険者の保険料の額)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号イの老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に掲げる者を除く。), ロ, ハ若しくはニ, 第2号ロ, 第3号ロ若しくは第4号ロ又は第4条第6号イ, 第7号イ, 第8号イ, 第9号イ, 第10号イ, 第11号イ若しくは第12号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日(以下「該当日」という。)の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と該当日の属する月から第4条第1号から<u>第12号</u>までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> | <p>用する。この場合において、前項中「15, 840円」とあるのは「27, 720円」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「15, 840円」とあるのは「42, 900円」と読み替えるものとする。</p> <p>(賦課期日後における被保険者資格の取得又は喪失等に係る第1号被保険者の保険料の額)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号イの老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に掲げる者を除く。), ロ, ハ若しくはニ, 第2号ロ, 第3号ロ若しくは第4号ロ又は第4条第6号イ, 第7号イ, 第8号イ, 第9号イ, 第10号イ, 第11号イ,<u>第12号イ若しくは第13号イ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日(以下「該当日」という。)の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と該当日の属する月から第4条第1号から<u>第13号</u>までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> |
|---|--|

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の呉市介護保険条例第4条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

第9期介護保険事業計画期間における保険料率を設定するとともに、介護保険法施行令の一部改正等に伴う所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。